入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

令和４年１月25日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長　勝山　　潔

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○①特物契第21031号②特物契第21035号

1　掲載日

①令和４年１月12日（号外政府調達第６号）

②令和４年１月13日（号外政府調達第７号）

2　訂正内容

①49ページ１段目13行目から15行目、「納入期限　令和５年５月31日、令和５年８月31日、令和６年８月31日、令和６年11月30日」を「納入期限　令和５年５月31日、令和６年５月31日、令和７年５月31日、令和７年６月30日」に

49ページ３段目26行目から29行目、「31. May. 2023. 31. August. 2023. 31. August. 2024. 30. November. 2024.」を「31. May. 2023. 31. May. 2024. 31. May. 2025. 30. June. 2025.」に訂正する。

②36ページ３段目41行目から43行目、「納入期限　令和５年５月31日、令和５年８月31日、令和６年８月31日、令和６年11月30日」を「納入期限　令和５年５月31日、令和６年５月31日、令和７年５月31日、令和７年６月30日」に

37ページ２段目10行目から11行目、「31. May. 2023. 31. August. 2023. 31. August. 2024. 30. November. 2024.」を「31. May. 2023. 31. May. 2024. 31. May. 2025. 30. June. 2025.」に訂正する。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年１月25日

契約責任者　中日本高速道路株式会社

名古屋支社長　池田　光次

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新名神高速道路　鈴鹿トンネル照明設備更新工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所　自）三重県亀山市安坂山町（亀山西ＪＣＴ）　至）滋賀県甲賀市甲賀町（甲賀土山ＩＣ）

⑷　工事内容　本工事は、新名神高速道路の６車線化事業において、鈴鹿トンネルの照明設備を更新するものである。

⑸　工事概算数量

トンネル照明設備（上り線）更新4,005m

トンネル照明設備（下り線）更新3,959m

⑹　工期　契約締結日の翌日から900日間

ただし、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）による社会情勢を踏まえ、契約期間内に情勢変化があった場合は、履行期間の延長を協議できるものとする。

⑺　使用する主要な資機材

トンネル照明灯具　約2,000灯

⑻　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を確保した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。発注者は、週休２日を達成するための費用として、当初積算時及び設計変更時に、「週休２日制モデル工事における積算方法について」（https://contract.c-nexco.co.jp/point/）により計上するものとする。

⑼　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。

⑾　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者となるべき者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。

⑿　本工事は、設計金額算定のため機器費等工事の一部について参考見積書を徴取する工事である。

⒀　契約制限価格を上回った場合の取扱い

本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。

見積協議方式とは、すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１社を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。

⒁　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⒂　本工事は、電子契約によることができる。

2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和３・４年度競争参加資格における「電気工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,150点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「電気工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,150点以上であること。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和３・４年度競争参加資格における「電気工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,150点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「電気工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,150点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷　施工実績　平成18年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

【単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者】

求める実績　延長3,200ｍ以上で二車線以上の道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事

【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外】

求める実績　延長1,600ｍ以上で二車線以上の道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事

・施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成18年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。